

17 住民監査請求に係る監査手続の瑕疵は、国賠法上、違法となるの？

住民監査請求の監査手法に関する国家賠償請求事件

Point

この事例は、個別外部監査（自治法252条の43）による監査を原告が求めたが、これをする事なく、監査委員が自ら監査した住民監査請求について、監査請求人である原告に対して違法となるのかどうか争点となりました。

平成9年の自治法改正によって、住民が同法242条1項に基づく監査請求をする場合において、条例に定めがあれば、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を請求することができるようになったこと（同法252条の43）はご承知かと思います。

本件は、このような個別外部監査契約に基づく監査（以下、「個別外部監査」）を監査委員に求めたにもかかわらず、代表監査委員が個別外部監査に付することなく自ら監査を行ったことをめぐって争われた損害賠償請求事件です。

原告Xは、費用弁償として監査委員等に支給された金員を非課税としたY区の取扱いについて、違法に公金の賦課徴収を怠る事実の確認と適正な課税の実施を求める住民監査請求（以下、「本件監査請求」）をし、その際あわせて、個別外部監査をY区の監査委員に請求しました。Xが個別外部監査を求めたのは、監査委員のうち、Y区の代表監査委員については、自らは費用弁償を受けていないけれども、監査委員に関する庶務を処理（同法199条の3第2項）し、また、監査委員の命を受けて監査委員に関する事務に従事する事務局長の任免権を有

していること（同法200条5項、7項）からすれば、他の監査委員に対する費用弁償の支給事務に関与していた者であって、本件監査請求に関しては、代表監査委員は、同法199条の2にいう「自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件」にあたり、自ら監査をすることができないという理由からでした。

Xは、本件訴訟で、上記のような場合には、代表監査委員には個別外部監査に付するか否かの裁量はなく、代表監査委員は、故意又は過失により、同法199条の2に違反して、本件監査請求を個別外部監査に付さず、自ら本件監査を行ったもので、違法であると主張して、国賠法に基づいてY区に対し1円の損害賠償を請求しました。これに対し、Y区は、①そもそも、住民監査請求は、住民が住民全体の利益のために公益の代表者として行うものであって、住民に監査委員に対する監査及び必要な措置等を求め得る私的（個人的）権利を付与するものではないから、監査に違法があったとしても、国賠法が保護している個人の権利ないし法的利益を侵害するものではない旨主張し、あわせて念のため、②代表監査委員は費用弁償の支給対象とはなっておらず、その支給事務に関する権限も有していないから、本件監査請求に係る監査は同法199条の2所定の自己の業務に直接利害関係のある事件に当たらない旨反論しました。

第1審は、Y区の主張①の点については判断を示さずに、本件監査請求に係る事件について、代表監査委員は直接の利害関係を有さず、自治法199条の2によって除斥されるものではないとしたうえ、本件監査請求に係る監査について、代表監査委員による監査ではなく個別外部監査によって行うことを相当とすべき理由は見出しがたいとして、Xの請求を棄却しました。

Xは、これを不服として控訴しましたが、控訴審は、専ら、Y区の主張①の点について、大要、次のとおり判断を示して、Xの控訴を棄却しました。住民監査請求の制度の趣旨・目的及びこれを受けた住民訴訟制度の趣旨・目的やその性質（これらの点については最判昭53・3・30民集32巻2号485頁、同昭62・2・20民集41巻1号122頁、同昭

62・4・10民集41巻3号239頁参照)に徴すると、住民監査請求は、個人としての立場を離れた住民としての立場で提起することが認められた客観争訟手続であって、もともと住民の主観的(個人的)な利益とは関わりなく設けられた手続であるから、その手続において生じた紛争も住民の主観的(個人的)な利益に関わるものではなく、監査の手続に違法があるとしても、当該違法行為の結果、監査請求をした当該住民の主観的(個人的)な権利ないし法的利益が害されることはないと解するのが相当だとし、本件の場合も、X主張の違法事由があったとしても、これによりXが国賠法上の保護の対象となる主観的(個人的)な権利ないし法的利益が害されるわけではないから、結局、代表監査委員の行為は、Xに対し違法に損害を加えたものということとはできないとして、その余の点について判断するまでもなく理由がないとしました。

結局、住民監査請求の監査手続に瑕疵があったとしても、それがどのような瑕疵であれ、国賠法上は違法となることはないということになるかと思われます。